

Title	南北問題の進展とアジアの地域主義
Sub Title	The development of the North-South problem, and the regionalism in Asia
Author	山本, 登
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1972
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.65, No.5 (1972. 5) ,p.285(1)- 297(13)
JaLC DOI	10.14991/001.19720501-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19720501-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

南北問題の進展とアジアの地域主義

山 本 登

1. 南北問題の進展と地域協力への志向

周知のごとく、「第1次国連開発の10年」が期待以上の成果を収めて終了した実績を踏まえて、1970年代は「第2次国連開発の10年」と宣言され、発展途上諸国の開発促進のための国際開発戦略が採択された。(1970年10月、国連25周年記念総会)

いまその開発目標について、詳述する必要を認めないが、それは、この10年間に、発展途上国全体のGNPの年平均成長率を最低6~6.5%に高め、また1人当りGNPの年平均成長率を約3.5%に引き上げることを、骨子としている。もちろん、そのためには、発展途上諸国の農業生産や工業生産を増強し、また輸出・入力を上昇させ、且つ人口増加率を抑制するなどの諸方策が併せて推進されなくてはならない。

ことに「第1次国連開発の10年」における、世界の発展途上諸国の平均GNP成長率は、目標の5%を越え、一応、満足すべきものであったとはいえ、他方において、発展途上国内部、発展途上国相互間、発展途上国と先進国との間において、開発の進捗に伴い「開発のジレンマ」ともいうべき新たな経済社会問題の発生したことが指摘されている。^(註1)

「1971年経済協力白書」が、かかる「開発のジレンマ」として掲げる諸問題は、次のごときものである。

その第1は、人間開発の遅れであり、そこでは発展途上諸国における(イ)失業問題の激化、(ロ)教育の質の低下、(ハ)栄養不良の問題などが挙げられる。その第2は、後発発展途上国問題の顕在化であり、いわゆる南の中の南北問題の台頭が指摘される。そして第3は、発展途上諸国の債務の累積であり、これについては、発展途上国自身が適切な債務管理等を実施し、また先進国が相手国の事情に応じて弾力的な援助を供与するのなければ、援助の量的拡大に基づく債務累積は、典型的な「開発のジレンマ」となるであろうとみている。

注(1) 通商産業省「経済協力の現状と問題点」(1971)22~31頁。

これらの問題点の外にも、発展途上諸国が当面する数多くの問題があることを考えると、前記の開発目標の達成について、必ずしも前途を楽観することは許されない。

しかし60年代には、すでに2回の国連貿易開発会議(UNCTAD)がもたれ、南北問題の解決が、世界的な課題としてとり上げられている以上、世界の先進諸国と発展途上諸国との協力の強化により、とくに前述の「開発のジレンマ」の克服を通じて、世界的な視野から、この課題の解決が追求されなくてはならない。

発展途上諸国側は、四月中旬からチリのサンチャゴで開かれた第3回UNCTADに備えて、昨秋ペルーのリマで会議を開き、「リマ憲章」を採択して、その態度を固めている。このリマ憲章は、その基調として、南北間の経済格差が具体的にはいっそう拡大しつつあることを認め、しかも一面において、先進国側の国際開発協力への熱意の減退が示されていることを遺憾とし、また他面において、国際通貨危機の調整を中心に、国際経済体制の変更が、発展途上諸国の立場を無視して行われていることに対し、強い不満を表明している。

したがって4月のサンチャゴでの会議では、具体的には、国際通貨問題への発言、UNCTADの機構強化の主張と並んで、先進国側の新保護主義や地域主義への反撥、そして既述の後発発展途上国に対する特別措置の要求などが、強く提起されるものと考えられる。

もっとも、すでに前2回のUNCTADを通じ、発展途上諸国側としても、常に一方的に先進諸国に対して、援助や譲歩の要求を提出するばかりではなく、他方において、自助努力の必要を認識し、かつ相互協力の充実を強調してきていることは事実である。

例えば前者については、第2回UNCTADの前に発展途上諸国側の会議としてもたれたアルジェ会議で採択されたアルジェ憲章において、発展途上諸国の開発の第一義的責任は、発展途上諸国自身にあることが強調され、それは「第2次国連開発10年のための国際開発戦略」においても再確認された。そして具体的な自助努力としては、「投資のために最大限の資金を投入するようその経常公共支出の増加を常に吟味し、公企業の能率の向上を図り、個人貯蓄を推進するようすべての努力を払う」等々、健全な財政金融政策を遂行することがまずあげられようし、そのためには、的確な開発計画の策定と実施、法制・行政機構等の制度面の改善等が必要とされよう。また発展途上国相互の地域協力、経済統合の動きも、国境の広がりを超えた自助努力の1つとして注目されよう。^(注2)

後者に関しては、第1回UNCTADにおいて、発展途上国間の貿易拡大、経済統合が、工業化と特化促進による資源利用の効率化、自由化による域内競争を通ずる先進国市場での競争力の育成、対先進国バーゲニング・ポジションの改善等を通じ、経済発展に重要であることが認められており、「域内・外の貿易を拡大し、経済成長および産業の多用化を促進する手段の一つとして、発展途上国間の経済統合、経済協力を促進すべきである」との決議が採択された。

注(2) 前掲書。18頁。

さらに第2回UNCTADにおける共同宣言(UNCTAD決議)においても、貿易拡大、経済協力、とくに関税および非関税障壁の相互撤廃による地域、小地域グルーピングは、経済成長を促進するための有効な方法であるとされた。^(注3)

ただし発展途上諸国側の立場からは、一般的にみて、その相互間の経済統合の実現には先進諸国と比較して、多くの困難な点のあることが指摘され、次のような問題点があげられた。やや羅列的ではあるが、それらを列記してみると、

- (1) インフラストラクチャーが欠如していること(海運等の輸送手段が未発達であること)と、これに伴う域内運賃コストが高いこと。
- (2) 財政収入上の必要、幼稚産業保護の必要上から、産業保護的であること。
- (3) 外貨準備が不足あるいは不安定なため、自由化措置をとることが困難なこと(多角的清算取極めその他支払取極めが必要)。
- (4) 逆特惠制度が存在していること。
- (5) 域内国の経済発展段階が異っていること。
- (6) 域内の後発発展途上国への特別な措置が必要であること。
- (7) 域内産業の多様化が進んでいないために域内貿易が困難であること、等である。^(注4)

ここに挙げた問題点だけからみても、発展途上国相互間の経済協力の促進、ひいては経済統合の具体化が、経済的に決して容易な課題でないことが理解できよう。まして歴史的・文化的条件に加えて、政治的条件の異同を加味して考慮すると、困難性のいっそうの増大が想定される。

しかしここでは、発展途上諸国側において漸進的にもせよ、この方向への自覚と努力が進められていることに注目したい。第2回UNCTADにおいても、発展途上諸国は、この目標への前進のために、先進諸国に対して援助を要請し、その結果、第2回UNCTADの共同宣言において、先進諸国側は、発展途上諸国間の貿易拡大、経済統合のための努力に対し、財政および技術援助の面で支援する用意のあることを表明した。

その後、この共同宣言に基づき第8回TDB(貿易開発理事会)において、発展途上国間の貿易拡大、経済統合に関し、さらに作業を続けることが決議され、また、共同宣言の実施促進のための方法を検討するために、政府間会合を開くことが決められた。

そして1970年11月の先進国を含む66か国33国際機関の参加による政府間会合で、大別して、(1)貿易政策、(2)援助のアンタイド化、(3)金融および支払面等について、種々の問題点についての検討と協議が進められ、次の合意に到達したといわれる。^(注5)すなわち

- (1) 貿易政策に関しては、

注(3) 外務省情報文化局「開発途上国間貿易拡大、経済協力及び経済統合」(国際問題資料86)3頁。

(4) 外務省、前掲資料、3~4頁。

(5) 外務省、前掲資料、6~7頁。

- (a) 地域グループ内の特惠関税および非関税障壁引下げは、発展途上国経済成長のための有効な方法である。
- (b) 統合スキームの採用の決定は、発展途上国自身の問題である。
- (c) 小地域グルーピングは、発展途上国の種々の状況に対処する有効な方法である。
- (d) 貿易自由化への拘束的なコミットメントは、投資決定を促すために必要。
- (e) 発展途上国間の経済グルーピングは、世界市場全体での生産を刺激する。

(2) 財政および技術援助に関しては、

- (a) 援助のアンタイド化は、貿易拡大・経済協力を促す。
- (b) 発展途上国による多角的支払取極めは、自由化措置より生ずる国際収支困難を減少させる。
- (c) 適切な多角的支払取極めその他金融協力は国際的に支持しうる。

その内容が、より具体化したというよりは、この合意に盛り込まれた問題解決への態度ないしは志向の前進を高く評価することができよう。

ことにすでに触れた昨年秋のリマ会議で、発展途上諸国が、その相互間の貿易拡大、経済協力に^(注6)関し、具体的な行動提案として提出したものは、次の内容を含むといわれる。

- (1) 相互のコミットメントに努力すること。
- (2) 具体的スキームが作成された場合には、UNCTAD事務局長は、先進国を含めた政府間グループを開催し、同スキームに対するパイまたはマルチの援助の可能性を検討する(以下略)。
- (3) 生産および市場拡大のため相互に協力すること。そのために貿易自由化スキーム、運輸通信インフラストラクチャーの建設を実施すること。さらに
 - (a) 政府、半政府機関同士で相互売買の協約を結ぶこと。
 - (b) 域内業者を優先すること。
 - (c) 域内貿易促進および清算のためのプログラムを作成すること。
- (4) 域外第3国(とくに先進国)でのジョイント・マーケティングのために協力すること。
- (5) 後発発展途上国のために域内国は特別措置をとること。
- (6) ジョイント・ベースでの観光開発を行なうこと。

これと並んで、もちろん先進諸国や国際機関に対する要請も提出されているわけであるが、さきにも触れたごとく、この問題の重要性についての発展途上諸国自身の認識が、次第に具体的に強められてきていることを理解できる。

南北問題は、たしかに南北間の経済発展格差の是正を基本的な課題としながらも、ことに最近における国際通貨体制の動揺、中国の国連加入の実現、米中接近工作の波紋さらには先進国側における新保護主義や地域主義の前進等々をめぐって流動する国際政治・経済環境の下にあって、発展途

注(6) 外務省経済局「経済と外交」(1972年1月号)45頁。

上諸国も有効な対応策を講じていかななくてはならない。

その場合、ことに弱小な発展途上諸国にとっては、何よりも自助努力の推進を根拠としながら、その基盤の上に相互協力の態勢を強化していくことが肝要である。発展途上諸国間の地域経済協力の具体化と充実が強く要望される所以である。

2. ECAFE における地域経済協力の進展

上述の国連におけるこの方向に即しての活動の進展を背景として、1960年代において、発展途上諸国相互の間で、いくつかの地域経済協力・統合への前進が示されたことは、明白である。

地域経済協力・統合の方式や強度については、かなりの差違が見出される。たとえばすでに経済同盟の段階にまで到達したものとしては、中米共同市場CACM(1962年)があり、共同市場としては、東アフリカ共同市場(1961年)、関税同盟には西アフリカ関税同盟(1959年)があり、自由貿易地域としては中南米自由貿易地域LAFTA(1961年)が有名である。

このうちCACMは、1970年9月の加盟5か国経済閣僚会議で、経済統合への促進を決め、目下地域内の工業政策、農業政策、関税等について、重点的な検討を進めており、LAFTAも、各種の工業相互補完協定の締結にまで進んできている。

その外、多くの地域グループは、経済統合の実現を長期的な目標としながら、関税の引下げないし撤廃、域内清算同盟の設立、対外共通関税の設定、投資計画の調整等、種々な局面に当面の重点をおいて努力している現状である。たとえばアラブ共同市場ACMは、域内関税の撤廃から、アラブ清算同盟の設立について合意に達し、またアンデス・グループ(Andean Group)やセネガル流域機構OERSは、対外共通関税の設定について検討を進めている。

この点について、他の地域よりも立遅れているアジア地域においても、イラン、パキスタン、トルコ3国の地域協力開発機構RCD(1964年)、最近急速に進展を示してきた東南アジア諸国連合ASEAN(1967年)の活動のほかは、主としてECAFEを主体として、1960年代に入ってから種々の地域経済協力の促進策が講じられてきている。ことに1963年の第1回アジア経済協力関係会議の開催以来(その後66年、68年および70年に開催)、地域協力プロジェクトの推進を積極的に試み、この会議を中心に総合的地域協力戦略と、そのための一連の具体的な措置をとることを決めた。それに基づき、ECAFE事務局内に設けられた特別作業班(task force)と、各国内に設けられたハイ・レベルの専門部局(national unit)とが共同して作業プログラムに取り組んでいる。

これには、域内貿易拡大計画、地域的金融協力をはじめとして、各国開発計画の調整、工業分野の地域的および小地域ベースでの協力、海上運賃、港湾、電気通信といった分野の基礎的サービスの改善などを対象として取り上げている。^(注7)

いまその活動の内容に詳しく立入っている余裕を有しないので、E C A F Eの最近の経済年報(Economic Survey of Asia and the Far East, 1970, Part II.)が、この地域の地域協力の最近の動向に(注8)ついて与えている概括的な解説と評価の要点を、しばらく紹介しておきたい。

そこではまず(1)地域ベースないし小地域ベースでの地域協力体制の効果が指摘される。すなわち、「発展途上E C A F E諸国の直面する問題のいくつかは、地域的および小地域的協力を増進することによって解消することができよう。例えば貿易自由化、商品協定、開発計画の調整といった諸措置は、国内市場の狭小問題を打開し、あるいは特化の増進と規模の経済の達成を可能にして生産効率を高めるから、個々の国の開発努力を大いに助成しうる。経済協力増進がとりわけ痛感されるのは、経済規模が相対的に小さい諸国である。発展途上E C A F E諸国には、協力によって良い結果をもたらす分野がたくさんある」と。

かくしてすでに触れたごとく、とりわけこの地域の弱小な発展途上諸国にとっては、国内市場を超える共同広域市場の形成と、経済規模の拡大によって、相互利益の向上、換言すればナショナル・インテレストと共に、リージョナル・インテレストの確保が約束される筈である。

次いで同経済年報は、(2)既述のアジア経済協力閣僚会議の活動内容にも若干論及して、次の点を明らかにしている。「1968年12月にバンコクで開催された第3回アジア経済協力閣僚会議では、総合的地域協力戦略が打ち出された。この戦略は、貿易の拡大を経済成長と社会開発の手段であると共に、その最終的結果であるとして、地域協力の諸目標に直接寄与する相互依存的な部門別行動計画を策定すべきことを強調した。その後貿易および通貨面の協力計画ではかなりの進展がみられた」とし、さらに1970年12月カブールで開かれた第4回アジア経済協力閣僚理事会で採択された「アジアの経済協力と開発に関するカブール宣言」の内容について、「カブール宣言では、アジア清算同盟案を検討・協議するための準備委員会、地域貿易拡大計画を討議し、今後の行動を話し合うための政府間委員会、およびアジア準備銀行を設立するための政府間委員会などを設置することが決定された」と報じている。

その後の現実の経過において、上記の決定にしたがい、アジア清算同盟に関する準備委員会は、1971年3月、15か国の参加をえて開催され、その成果としての本同盟設立協定案が、各国政府において検討中である。また貿易拡大に関する政府間会議も1971年11月に開かれ、なお事務局を中心にそのスキームを討議中と伝えられる。

さらに同経済年報は、(3)商品別ないし小地域別の共同体の形成の現況と効果を評価し、「本地域が一体となって締結した包括的な経済協力協定というものはまだないが、各種の取極めが具体的な

注(7) 外務省アジア地域協力研究会編「アジアの経済協力機構」(日本国際問題研究所刊)53頁。なおE C A F Eの事業については53~64頁に詳しい。

(8) 日本エカフェ協会訳「第2次開発10年におけるエカフェ地域の諸問題と展望(II完)」(調査資料月報1971年11月号)32~34頁。原典はU.N., Economic Survey of Asia and the Far East, 1970, Part II, I. Problems and Prospects of the Ecafe Region in the Second Development Decade, pp. 132~133.

形ですではじめられてきていることは喜ばしい」と前置きして、いくつかの商品別共同体つまりセクトウラル・インテグレイションの事例を挙げている。

その1は、セイロン、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピンおよびタイの6つの域内主要ココナット生産国の間で、1969年7月に結成された「アジア・ココナット共同体」であり、その2は1971年4月、インド、インドネシア、マレーシアの3国間で成立した「こしょう共同体」である。またその外にも茶について、「インド・セイロン茶コンソーシアム」も締結されている。

ここで同経済年報は、この地域における小地域経済集団として、既掲のASEANとRCDを挙げ、また「インドネシア・パキスタン経済文化協力協定」や、インド、アラブ連合、ユーゴ間の「貿易拡大・経済協力協定」にも言及している。しかしASEANを除いて、他の3者は域外国を含むか、あるいは2国間の協定に過ぎないので、ここでは純粋にアジア地域内部における小地域集団であり、多くの問題を孕みながらも、もし順調に進展しうれば、この地域で将来を期待しうる経済グループとして、ASEANの実態と動向について、とくに次節において考察をめぐらしてみたい。

それに先立って、上に紹介してきたE C A F E経済年報が、その項の末尾に、次の要約を与えていることは、十分首肯しうるところであろう。

「以上述べたところから特化と投資・生産計画の調整についての合意、貿易の選択的自由化と支払い取極めなどを通じて、発展途上E C A F E地域では、多数国間の経済協力がすでに順調にスタートしていることがわかるであろう。これまでのところE C A F E域内相互間でも、また域外との間の協力でも、小地域ベースの協力の方が優勢である。歴史的、文化的、政治的結びつきが、小地域取極めの成立にある役割を果たしてきたからである。……中略……第2次国連開発の10年において、E C A F E諸国同士が、積極的な実のある経済協力にのり出す態勢は、すでに整っているのである。」

3. ASEANの実態と動向

もっとも、前節での指摘にも拘らず、アジア地域において、その全地域を包含するような包括的な経済機構の設立が、全く試みられなかったわけではない。いまよりほぼ10年前、やはりE C A F E事務局の勧告によってE C A F E加盟の全アジア諸国をメンバーとするアジア経済協力機構(OAEC)の樹立が企図された。インド、タイ、日本の3国から選出された3人の委員が、アジア諸国を歴訪して説得工作を行ない、一時はかなり具体化の機運を示したが、結局は実現をみずに終わった。

この構想はいわゆるアンブレラ方式とよばれ、低開発状態に停滞を続けるアジア諸国をいわば1

つの大きな傘のもとに糾合して、相互間の連帯感と協議の機会を増そうという極めて初歩的なゆるい結合の具現を期したものであった。しかしなお当時の段階において、1つにはアジア諸国相互の間での信頼感が薄かったことと、2つには、アジア諸国のみによる集団の形成について、E C A F E加盟の域外先進諸国に対する気兼ねから、時期尚早として見送られたというのが真相のごとくである。

その後、この構想や類似の運動が、アジア地域においてすべて無視されたわけではない。しかし地理的に広大な地域に、歴史的、文化的条件のみならず、政治的、経済的条件を異にする多様な国々の存在するこの地域では、むしろサブ・リージョナルないしはセクター・インテグレイションへの道を求めることの方が、比較的容易であり、かつより有効であると考えられるようになった。

その成果の一部が、前節に挙げたいくつかの商品別共同体であり、また小地域経済集団である。したがって、それらの外にも、会議、委員会、機構、連合、センター等々の形式でいくつかの組織が発足しており、とくに日本の提唱で設けられた東南アジア開発閣僚会議や、韓国の提案で成立したアジア太平洋協議会 (A S P A C) などの活動は、注目に値するし、また地域的な国際機関としてのアジア開発銀行 (A D B) の役割も軽視されてはならない。

しかしながら、これらの諸組織のなかで、純粹にアジア諸国の創意を基礎として構成され、これまでの活動の実績はともかくとして、すでに一言したごとく、その順調な進展が確保される場合には、将来、とくに東南アジアの中核地帯において、相当有力な経済集団となりうると期待されるA S E A Nの結成とその進展の方向に注目しておきたい。

A S E A Nの前身とみなされる東南アジア連合 (A S A) は、1961年7月、当時のラーマン・マレーシア首相の提唱により、マレーシア、フィリピン、タイの3か国の間で成立した。しかしA S Aは、夙に反共防壁構築の意味で設立されていた東南アジア条約機構 (S E A T O) ほどではないとしても、なお多分に政治的な結合としての意味をもっていた。

ところで、当時の東南アジア諸国にとっては、こうした政治的な意味をもつ結合よりも、実は小地域ベースであっても、より多く経済的な相互協力の内容をもつ共同組織の樹立が、必要だったのである。

A S Aはその後、サバ請求権問題をめぐるマレーシア、フィリピンの対立により事実上その活動を停止した。加えてマレーシアからのシンガポールの分離は、この地域の分裂化傾向を促進するかにみられた。

それとの関連において、インドネシアの政変後、マリク外相によって提案されたマフィリンド構想——マレーシア、フィリピン、インドネシアを結ぶ相互経済協力を根幹とした小地域経済集団の形成——の挫折は、この地域の経済発展の将来に、1つの暗影を投じたかにみられた。

こうしたいわば試行錯誤の後に、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ

の東南アジア5か国の参加を得て、1967年8月に自主的に結成されたのが、A S E A Nに外ならない。

このA S E A Nは、当初から軍事的色彩を排除して、経済協力を主体とする地域機構として成立した。その目的とするところは、

- (1) 東南アジアの地域協力の促進。
- (2) 外国の干渉から域内諸国の安全と安定を守る。
- (3) 経済、社会、文化、技術、科学、教育、職業行政の諸分野での相互援助を図ることにある。^(注9)

その機構としては、加盟各国の外相によって構成される閣僚会議のほか、常任委員会、常設委員会、アドホック委員会および各国の国内事務局がある。各種の共同事業を遂行する機関としての常設委員会は、政府関係者と各分野の専門家によって組織され、現在まで商工、観光、海運、食糧生産、民間航空、運輸通信、マスメディア、科学・技術、財政および通信・航空・気象の10部門について構成され、各分野の相当細目にわたる問題についての協議と企画の実施を進めてきている。

最高機関としての閣僚会議は、その後第2回を1968年(ジャカルタ)、第3回を1969年(クアラルンプール)、第4回を71年3月(マニラ)に開催したが、ことに第3回閣僚会議以来各種のプロジェクト作成を積極的に進め、またこの会議で、加盟各国がそれぞれ100万ドルを拠出して、共同事業推進のためのA S E A N基金の設立を決めたことは、その金額の多寡は別として、加盟国相互間における連帯性の向上を証明するものとして、注目を惹いた。

そのことから、第3回閣僚会議以降、A S E A Nの活動は漸く軌道に乗り、ことに1971年3月の第4回会議を経て、A S E A Nも「離陸」した感があるとの評価も、一部では与えられている。^(注10)

しかしながら反面では、A S E A Nは、頻繁な会議や委員会の開催を通じて、種々の取極めや申合せを行なっているにも拘らず、現実には、あまり実質的な効果を挙げていないとの批判も続いている。

こうした経緯のなかで、昨年11月末にA S E A N 5か国が、クアラルンプールで通常閣僚会議とは別箇の外相会議を開き、「東南アジア中立化宣言」を採択・発表したことは注目に値する。

この中立化の構想は、すでに1965年以来、マレーシアを中心に提出せられていたが、昨年7月のニクソン大統領の訪中決定の発表や、昨秋の中国の国連加盟の実現に加えて、イギリス軍のアジア地域からの撤退の進捗等が直接の刺激となって、1つには、この地域をめぐる諸大国の利害の錯綜から自らを守り、2つには、中立化と地域協力の促進を通じて相互利益の確保を目指したものと解される。

かくしてその主文は、「東南アジアを域外諸国によるいかなる形態あるいは方法による干渉も

注(9) 前掲「アジアの地域協力機構」29頁。

(10) 前掲「国際問題資料86」20頁。

けない平和、自由、中立の地域として承認し尊重せしめるべく必要な努力をまず行なうことを決意した」と強調し、また「東南アジア諸国の力、団結およびよりいっそうの友好関係に貢献する協力の領域を拡大するため、なおいっそう努力する」旨を明らかにしている。

それはなお内容としてはかなり抽象的なものであり、次のステップとしては、その措置を研究するための特別委員会の設置と、この中立化宣言を確固たるものにするために、1972年の3月に、マニラで5か国首脳会談を開くことが予定された。ただし実際には、その後の米中関係の進展の影響もあって、この首脳会談は延期を余儀なくされた。

しかしその具体的内容の肉付けの方向はともかくとして、この段階において、ASEANが、この中立化宣言の発表に漕ぎつけたことは、一面では、これまで経済文化面での協力に重点をおいてきた趨勢を超えて、政治的協力の必要性をも強く認識したことを現わし、また他面では、その対象領域を5か国を中心としながら隣接諸国へも参加の途を開き、(例えばビルマやインドシナ諸国) 東南アジアのこの地帯を、この地域におけるいわば政治上、経済上の安定基地として育成しようとする、換言すれば小規模ながら、第三世界の母胎作りの意義をもつものと解される。

いずれにしても、これを1つの契機として、ASEAN諸国の間に、いっそうの連帯感と協力意識が強化されたことを否めない。いうまでもなく、これら5か国の内部および相互の間で、いまなお人種問題、言語問題、宗教問題を含めて、いわゆる複合経済・社会の諸要素が、根強く残存していることは明らかである。

しかしこうした内外の摩擦要因を克服しつつ、とくに対外政治・経済の局面において、大同団結への方向を探求していくことは、弱小な発展途上諸国にとって、将来の発展のための大道であることを力説しておきたい。ASEANは、正しくアジア地域におけるこの方向に則した1つの大きなトライアルとみられるのであり、その円滑な進展を期待すると同時に、日本を含めて域内外の諸国についても、その成長を助成するような寛容な態度の保持が望まれる。

けだしASEANを中核とするこの地帯の安定なくして、全アジア地域の安全の確保は難かしいと想定せられるからであり、またこの地帯の安定と平和の保持は、広く世界のそれに寄与すると考えられるからである。

4. ASEAN と新 OAEC の二重構造

すでに一言したごとく、ASEANによる「東南アジア中立化宣言」は、現在にいたる経過において、必ずしも順調な具体化の経路を進んでいない節が見出される。というのは、この構想の実現のためには、アメリカ、ソ連、中国の3大国の保証をえることが条件とされており、このうちソ連と中国は一応非公式に同構想に賛意を表したが、アメリカははまだ公式な反応を示していない。そ

して過般の米・中会談の影響についても、ASEAN諸国のなかで、(1)それがこの中立化構想の支持に役立つとの楽観論もあれば、(2)米・中の接近が逆にソ連を刺戟して、ソ連の態度を硬化させるのではないかという見解もあり、さらにまた(3)もともこの中立化構想の一面は、対中国対策の意味をもつので、中国は必ずしもこの構想を支持しない可能性もあるとの、種々の観測が混在している。

しかし反面で、ASEANは、ASEANとしての対EC接近工作を開始し、その内部にECと定期協議を行うための常任委員会の設置を決めたと報ぜられている。その目標は根本的には、従来の政治上・経済上しばしば過度とみられた米日への依存性に反省を加え、ECへの接近を通じて、1つには、国際政治の第3の極であるECとの連携の強化によって、この地域での米、中、ソ、日との間での政治的均衡を図ろうという意図が窺われる。2つには、より直接的に、ECへの一次産品の輸出拡大と、アジアに対するECの差別政策の排除を要請するものとみられる。

ASEANが、一方において、その内部の意思統一のために、なお努力を必要としながら、他方において、早くも統一的な対外折衝に着手し始めたことは、留意に値しよう。けだしこのような組織体の強化のためには、一面において、地道な相互経済協力の積み重ねが有効であると共に、他面において、対外接触面での統一行動の必要が、直接的な刺戟となる場合が多いからである。

恐らく今後の経過において、ASEANの動向は、ひとりアジア地域においてのみならず、広く世界の関心の的となりうるであろう。さきのASEANのEC接近工作に対応して、早くもわが国では、(1)日本とASEANとの間に、できれば閣僚級の定期協議機関を常設するとか、(2)アジア開発銀行内部または独立の機関として、ASEAN基金を設け、ASEAN諸国の開発に協力するなどを骨子とする具体策の検討を始めた^(注11)と、新聞は報道している。

政治的・経済的・文化的になお多くの難点を蔵するASEANの発展の前途を、楽観的にのみみることは許されないであろう。しかしASEANを構成する5か国のうち、インドネシアを除く他の4か国は、少なくともこれまでの経過において、比較的順調に経済発展を進めてきた国々である。その表現の是非はとも角として、これら4国はしばしば東南アジアの優等生国として評価されてきた。インドネシアもまたスハルト体制の下で、地道な経済開発事業と取り組むことによって、最近漸く経済発展の軌道にのり入れてきたといわれる。ことにこの国のもつ豊富な潜在的資源力は、予てから世界の関心を集めている。

しかもこれらの国々の従来の順調な経済発展の根拠に関しては、率直に言って、多分に、(1)アメリカを中心とする軍事・経済援助の導入、さらにはベトナム特需の恩恵に均霑し、また、(2)これらの国々が、原則として自由企業原則を採用して、比較的外国からの民間ベースの資本・技術協力の導入に積極的であったことを挙げるができる。

しかるにすでに触れた米中会談を軸とする国際政治局面の流動的な変化は、アジア地域において

注(11) 毎日新聞、昭和47年2月6日号所載。

も新たな情勢の展開を予想せしめるに足り、この環境の下で、ASEANもまた1つの転機に遭遇しつつあるとみて差支えない。

その際ASEAN諸国に望まれることは、その結束の強化であり、そのためにはそれぞれが自助努力の推進を図ると共に、相互協力の拡充に即ちその努力を振り向けることである。具体的には既存の委員会や下部組織を有効に動員することによって、各分野について、全体としての相互調整作業を促進することが肝要である。

その調整作業の重点は、域内貿易の自由化と共同工業計画の樹立におかれることが望ましい。この点に関連して、既掲の「ECAF E経済年報」は、その「工業戦略」の項において、ASEAN諸国を含む発展途上ECAF E諸国全体について、次のごとき首肯すべき示唆を与えている。すなわち、

「発展途上ECAF E諸国としては、第2次国連開発の10年において、地域ベースないし小地域ベースでの貿易自由化の促進に互いに協力すべきである。国内市場の狭さが急速な工業発展の重大な阻害要因となっている比較的国土の狭小な諸国の場合は、相互間の経済協力強化の必要性がとりわけ痛感されるわけである。貿易自由化と共同工業計画とは、特化の増進と稀少資源の効率的使用^(注12)を通じて、発展途上ECAF E諸国の生産効率の改善に大きく寄与するであろう」と。

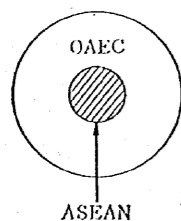
そしてその1つのテスト・ケースとして、この小地域ベースでのいわゆる「開発共同体」の典型として、ASEANを確立することが望まれるのである。しかもさらに進んで、すでに指摘したごとく、ASEANをアジア地域におけるいわば中核地帯として、換言すれば、この地域の政治上、経済上の安定基地として育成すべきという観点からすれば、そこに民族主義と地域主義の融合さらにこれらと国際主義の調和が成り立つような1つの枠組みの構成を考へてみることも一策と思われる。それらはより具体的には、民族自決主義と地域協力との調和、そしてこれを場とする国際協調の実現というふうにも表現できる。

その場合、中核地帯としてのASEANについては、すでに一言したごとく、域内貿易自由化と共同工業計画の実施を内容とする相当強固な結合体としての成立を期する。そして文字通りこれを内核部として、その外周部に、その他のアジア諸国をメンバーとする弛やかな協力組織として、新たな

アジア経済協力機構(OAEC)の設立を企図する形で、つまりその意味での二重構造の構成を考慮するのである。

そしてこうした二重の組織を通じて、域外諸国との交渉に当り、またとくに経済交流の拡充に努める方式である。

もとよりこの構図によって、すべてが円滑に進捗するとは考えられない。例え



注(12) 前掲「調査資料月報」1971年11月号、29頁。

原典は U.N., Economic Survey of Asia and the Far East, 1970. p. 129.

ばASEAN内部においても、マレーシアに代表的にみられるように、人種問題の解決の前途は楽観を許さない。まして中国との経済・文化交流の開始により、この地域の華商の動静は、重要な課題の1つとなるであろう。

しかしASEAN所属の各国とも、それぞれ独立国としての体制を保持する以上は、各国内での民族の融和に専念すると共に、また逆にこの国内華商のルートを利用して、中国との友好・通商関係の打開もできる筈である。

要は一国としての国家的独立を保持し、且つ相互の主権尊重の原則を守りながら、民族的には域内全体としての融和工作を進め、それをまた域内相互協力の挺子として活用することが望ましい。

そして若しASEANが、1つの強固な統合体としての形成に成功し、これをとり巻くアジア諸国の間での連携関係が緊密化すれば、恐らくアジアは1つの強大な経済圏を構成することとなるだろう。もちろんそれは嘗てのブロック経済とは本質を異にし、封鎖体制をとるものではないから、外部のEC経済圏、アメリカ経済圏、ソ連経済圏等とも、自由な経済交流を進むべき性質のものである。

この場合、前記の構図によれば、日本も中国も、新OAECのメンバーとして、外周部の部分に位置することになる。その弛やかな協力機構のなかで、相互貿易拡大の実績を挙げるのであり、ASEANの開発に対しては、各個別に実行することも、また日中が共同して、資本・技術協力を提供することも可能となろう。反面、域外の諸国に対しては、このアジアの協力機構を背景として、域内の国々は、相当にその交渉力を高めることができる筈である。

その際、ECAF Eは、アジア地域における地域協力促進のための推進役、仲介役としての役割を続けると共に、時にはその監視役としての機能をも果たすこととなる。

さきにも触れたごとく、4月の第3回UNCTADにおいては、世界の発展途上諸国は、国際通貨問題、後発発展途上諸国問題、先進諸国における新保護主義や地域主義の問題等に対して、相当強い反撥を試みてくるものと予想されている。アジアの先進大国としての日本の立場からいえば、アジアの良き協力者としての態度を明確にするためにも、大幅な実質的な援助の拡充を趣旨とする果敢な方針を打出すことが肝要であろう。

〔付記〕 本稿の校正中、新聞報道は、ASEANの第5回閣僚会議が4月13、14の両日、シンガポールで開催され、既掲の「東南ア中立化構想」の具体化を再確認するとともに、ベトナム戦後の米中ソ三大国の「パワー・ゲーム」に生残るためには、ASEANは政治的連合体への「質的転換」を避けがたいとの見方を伝えている。その方向はこれを充分納得できるとし、その前途の難関を配慮しながらも、本稿の解明がその線に沿うものであることを知って、喜びとしている。

(経済学部教授)